

新たな解体用車両系建設機械の追加に伴う技能講習の講習時間の見直し（案）

1 新たな車両系建設機械（解体用）の技能講習（解体用技能講習）の時間

学科講習は、アタッチメントの種類が増加することから、作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識（以下、「作業」という。）を＋１時間、解体対象物の種類の増加（コンクリート造の工作物等に加え鉄骨造の工作物、木造家屋等）されることから、運転に必要な一般的事項に関する知識（以下「運転一般」という。）を＋１時間として、合計１３時間（＋２時間）とする。

実技講習は、アタッチメントの種類が増加することから、作業のための装置の操作を＋１時間として合計２５時間（＋１時間）、総計３８時間とする。

2 新たな特例の講習の時間

（１）車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）技能講習（以下「掘削等用技能講習」という。）修了者への新たな特例（平時の特例１）

学科講習は、アタッチメントの種類増加に対応して、作業を＋０．５時間の１．５時間、解体対象物の種類増加に対応して、運転一般を＋０．５時間の１．０時間として、合計３．０時間（＋１．０時間）とする。

実技講習の作業のための装置の操作を＋１．０時間の合計２．０時間（＋１．０時間）とする。総計では５．０時間（＋２．０時間）となる。

これは、下記３⑤の経過措置期間中の特例となるとともに、経過措置期間後は平時の特例１となる。

（２）現行の解体用技能講習修了者への新たな特例（平時の特例２）

学科講習は、新たなアタッチメントに対応して、作業を１．０時間、運転一般を０．５時間、関係法令を０．５時間の２．０時間、実技講習を１．０時間の総計３．０時間とする。これは、下記３④の第４種技能特例講習と同じであり、経過措置期間後は平時の特例２となる。

3 経過措置（新たな技能特例講習）

解体用機械の追加に対応した経過措置については、掘削等用技能講習及び解体用技能講習（ブレーカ）の修了のケースが次の表１のとおり４種類あり、これらの者が新機械（「鉄骨切断機」、「コンクリート圧碎機」、「つかみ機」）の運転の経験期間に応じて新機械等（ブレーカを含む。）に係る技能特例講習を受講

する場合分けを表2のように考える。(比較表は別紙のとおり)

表 1

ケース	1	2	3	4
掘削等	×	○	×	○
ブレーカ	×	×	○	○

表 2

	↓	↓	↓	↓
半年以上	②	①	③	③
半年未満	全	⑤	④	④

表2の枠内の①～⑤に対応した講習は次のとおりである。

新技能特例講習（経過措置の特例講習）

- ① 第1種技能特例講習（ケース2の者で、半年以上の新解体用機械の運転経験を有する者が対象）

掘削等車両系建設機械の講習を修了し、新機械の操作経験も有しているため、学科講習のみでごく短時間の講習とする。学科講習は、平時の特例の学科と同じ3.0時間とする。

- ② 第2種技能特例講習（ケース1の者で、半年以上の経験期間を有する者が対象）

掘削等用技能講習は未受講だが、新機械の操作経験を有しているため、学科講習のみで短時間の講習とする。学科講習は、正規の講習の半分程度の時間とする。具体的には走行2.0、作業2.5、運転一般1.5、関係法令1.0の計7.0時間とする。

- ③ 第3種技能特例講習（ケース3、4の者で半年以上の経験期間を有する者が対象）

ブレーカの講習を修了し、新機械の操作経験を有しているため、学科講習のみでごく短時間の講習とする。学科講習は、平時の特例の学科より短い2.0時間とする（ブレーカの内容を含まないもの）。

- ④ 第4種技能特例講習（ケース3、4の者で半年未満の経験期間の者が対象）

ブレーカの講習を修了したが、新機械の操作経験が短いため、上記③の学科講習に加え、1時間の実技講習（ブレーカの実技を含まないもの）を実施し、合計3.0時間とする。これは上記2（2）の特例と同じである。

⑤ 平時の特例 1（掘削等用技能講習修了者向けの新たな特例）

ケース 2 の者で新機械の操作経験が半年未満の者を対象とした技能講習
上記 2（1）の講習となる。

なお、表中「全」は、上記 1 の講習（フルの講習）である。

また、第 3 種と第 4 種等の区分けは新たな機械の運転の経験期間が 6 ヶ月あるかないかにより分けている。平成 2 年のブレーカ追加の改正の際は 3 ヶ月で区分けしていた（下記（参考）参照）が、つかみ機、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機の操作が複雑であり、習熟に半年程度必要との指摘があったことからこの期間で区分けしたものである。

（参考）

上記に準じて平成 2 年の政省令改正時（ブレーカ追加時）の場合分けを行うと次のとおり。

表 1

掘削等	×	○
-----	---	---

表 2

3 カ月以上	②'	①'
3 カ月未満	全	③'

技能特例講習（経過措置の特例講習）

- ①' 掘削等の車両系建設機械の講習を修了し、ブレーカの操作経験も有しているので、学科講習のみでごく短時間の講習とした。学科講習は、平時の特例の学科と同じで 2 時間（作業 1、運転一般 0.5、関係法令 0.5）。
- ②' 掘削等の車両系建設機械の講習は未受講で、ブレーカの操作経験を有しているものは、学科講習のみで短時間の講習とした。学科講習は、走行 2、作業 2、運転一般 1、関係法令 1 の 6 時間。

平時の特例（ブレーカに対応した特例）

- ③' 掘削等の車両系建設機械の講習を修了し、ブレーカの操作経験を有していない者については、平時の特例の技能講習で、学科講習が走行 0、作業 1、運転一般 0.5、関係法令 0.5 の 2 時間、実技講習が作業装置の操作 1 時間の合計 3 時間とした。

表中の「全」は、フルの講習のことで、学科講習 11 時間、実技講習 24 時

間の合計 3 5 時間である。